

# 吾妻東部衛生施設組合特定事業主行動計画

令和2年4月1日

吾妻東部衛生施設組合管理者

## I 総論

### 1 目的

この計画は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした次世代育成支援対策推進法（平成15年度法律第120号）第19条の規定に基づいて、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため本行動計画を策定し公表することとする。

### 2 計画期間

次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から令和6年度までの時限法であるが、本計画は第4期期間である令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の計画期間として、おおむね3年ごとに見直しを行うこととする。

### 3 計画の推進対策

次世代育成支援対策を効果的に推進するために次の方策を講じることとする。

- ① 管理職等を構成員とした「吾妻東部衛生施設組合行動計画策定・推進委員会」を設置する。
- ② 職員に対して、次世代育成支援対策に関する情報提供等を実施する。

- ③ 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う担当者を配置する。
- ④ 啓発資料の作成・配布の実施等により、行動計画の内容を周知する。
- ⑤ 本計画の実施状況については、各年度ごとに、行動計画策定・推進委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

## II 計画推進の具体的な内容

### 1 職員の勤務環境に関するもの

#### (1) 妊娠中及び出産後における配置

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知する。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置・手続きについて説明する。
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- ④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

#### (2) 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

- ① 父親が子どもの出生時に5日間の休暇を取得できるようにする。
- ② 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について、周知する。

#### (3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

- ① 育児休業等に関する資料を職員に配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知する。
- ② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続きについて説明を行う。
- ③ 育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに業務分担の見直しを行う。

④ 育児休業中の職員に対して、職場や業務の状況について定期的に情報提供を行う。

(4) 超過勤務の縮減

小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の、深夜勤務及び超過勤務を制限するよう周知する。

(5) 休暇の取得の促進

管理者は、子育てする職員が、子育てに関する事由で取得する有給休暇等が取得しやすいような職場環境づくりを行う。

具体的には、子どもの病気等による看護のための休暇等に対する職場の理解度を向上させるよう啓発を行うと共に、日常における業務の相互応援体制を整える。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

子どもの安全な環境で安心して育てることができるよう、職員居住地域等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

Ⅲ おわりに

この計画を実施することによって、職員一人一人が少子化の流れを自分自身の重要な問題と自覚し、吾妻東部衛生施設組合における「仕事と子育ての両立が図られる職場」の実現に協力していただけるものと期待します。